

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策(令和 6 年度)

➤竹林の整備及び竹材の利用について、国においては所有者や地域住民等が行う伐採等の竹林整備・加工機械・施設等の導入や、生産性向上・消費拡大に係る取組等への支援、FITによる利用面での制度措置などにより対策・支援を行っています。

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策

事業・制度名	内容	事業実施主体	担当課
森林整備事業	○人工林内に侵入した竹の伐採・除去、間伐等の施業と併せて行う周辺の森林を被圧しつつある竹林の整備を支援	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けた者等	整備課
森林・山村多面的機能発揮対策（地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備」）	○地域住民等による侵入竹の伐採・除去や荒廃竹林の整備活動等の取組を市町村等の協力を得て支援 竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等 ○上記活動に使用する以下の機材の購入・賃借料の支援 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、柵等構築物の資材、携帯型GPS機器、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋等	地域住民又は森林所有者等からなる3名以上の団体、地域の自治会、NPO法人等	森林利用課
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策	○特用林産物生産基盤、生産施設等整備の支援 竹林改良、作業道整備、チップパー、竹割機、竹粉製造機、結束機、乾燥施設、木質バイオマス利用促進施設等 ○特用林産物の生産技術向上のための研修、生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修の実施を支援	都道府県、市町村、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体等	経営課、木材利用課
木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 国産特用林産物の国際競争強化・生産性向上対策	○需要拡大や生産性向上に向けたモデル的取組を支援	民間団体等	経営課
再生可能エネルギー FIT・FIP制度	○竹を含む木質バイオマスによる発電に対して、一定期間固定価格で電力を買取（FIT制度）、又は市場売電後に当該電気供給量にプレミアム単価を乗じた額を交付（FIP制度）		木材利用課

<対策のポイント>

花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けて、間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を着実に推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

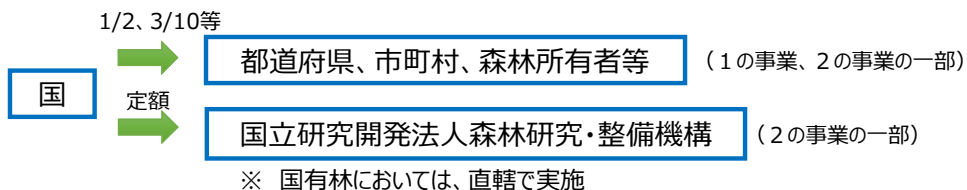
1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めます。
- ② 林業適地等における林道の開設・改良等を支援します。
- ③ 林道整備と併せて行う幅員が狭い農道の一体的な改良を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 防災上重要な幹線林道の開設・改良や林道施設の老朽化対策を支援し、林道の強靱化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による
再造林面積の確保

路網整備の推進に
より再造林等を後押

森林資源の
適正な管理

公益的機能の持続的発揮

●花粉発生源対策

スギ人工林において伐採・植替えの一貫作業等を支援



一貫作業の実施

●林道整備と併せて行う農道改良

大型トラック等が通行できない林道手前の農道を、林道整備と併せて改良



急なカーブ

幅員が狭い箇所

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道の開設・改良等による林道の強靱化



道路に近接する森林

奥地水源林



法面の整備等による防災機能の強化

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和6年度予算額 851（1,020）百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔令和8年度まで〕）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

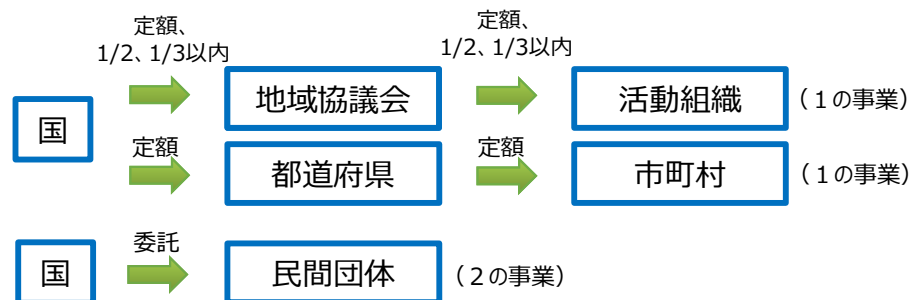
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 840（1,009）百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）**を支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11（11）百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



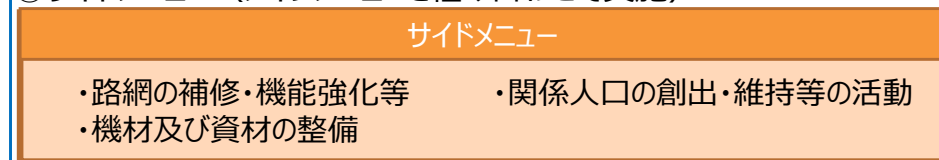
<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー



②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）



地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施



評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

林業・木材産業循環成長対策（拡充）

（令和5年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）

12,585,500千円）

（令和5年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）

6,000,110千円の内数）

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

（関連事業）

（R5年度補正予算）燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

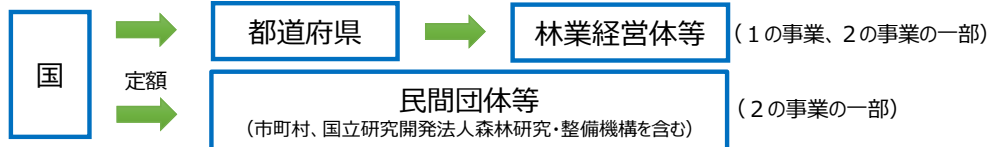
2,000,048千円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>

定額（1/2、1/3以内等）等

定額（1/2、1/3以内等）等



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

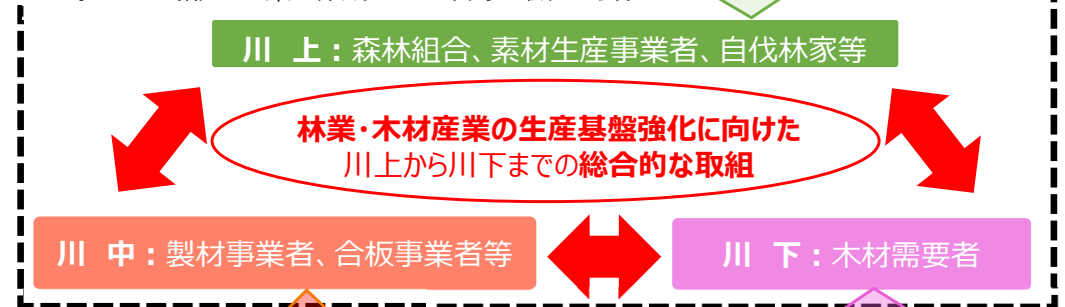
林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策（ナラ枯れ被害対策支援を強化）

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

（地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化）

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備（枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化）、特用林産振興施設等の整備（廃園床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化）、木造公共建築物等の整備

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

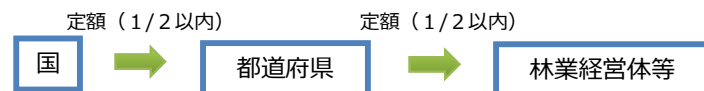
特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

また、支援にあたり、**生産資材の国産化や廃菌床の再利用に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）**のほか、**新規参入者に対する優先採択（ポイント化）**を設定します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

○生産資材の国産化や廃菌床の再利用に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）



コーンコブ



廃菌床

○新規参入者に対する優先採択（ポイント化）



多様な担い手の確保

<対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者をはじめとした多様な担い手の育成を図るため、林業経営の改善や人材の確保・育成の取組等に対する各種のソフト支援を一体的に実施します。

<事業の内容>

1. 持続的な林業経営の確立

- 伐採・造林に関する行動規範の策定、伐採・造林の一貫作業体制や木材のサプライチェーンの構築に向けた協議会の開催、経営や生産管理・工程管理の専門家の派遣・指導等、経営改善のための取組を支援します。

2. 出荷ロットの大規模化等の推進

- 共同販売体制の構築に向けた協議会・検討委員会の開催、トップランナーセミナーやマーケティングの研修の開催、需要者ニーズの把握のための市場調査等の実施、川中・川下との直接取引の推進等、生産・販売量及び経営規模の拡大のための取組を支援します。

3. 人材の確保・育成・定着

- 事業主が作成する改善措置についての計画の認定、雇用の改善及び事業の合理化支援、地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修や森林施業プランナー育成のための研修等を支援します。

4. 新たに造林事業を開始する者等の育成

- 再造林等の地域課題に対応し、造林事業の開始、自伐型林業等の推進に当たり必要な技術習得・安全衛生研修の実施、資機材の整備等を支援します。

5. 労働安全の確保

- 安全作業の研修・訓練、安全衛生指導員等の養成、巡回指導・救助訓練、防護ズボン等の安全衛生装備・装置の導入等を支援します。

6. 特用林産物の担い手の育成

- 特用林産物の生産技術向上のための研修、きのこ原木等生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修の実施を支援します。

<事業実施主体>

- 1～3の事業：都道府県、市町村、林業経営体等
- 4の事業：都道府県、市町村、新規事業体等
- 5の事業：都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部、林業経営体
- 6の事業：都道府県、市町村、林業者等の組織する団体

<事業の流れ>



<事業イメージ>

持続的な林業経営の確立

- ・伐採・造林の行動規範の策定
- ・一貫作業体制の構築 等

出荷ロットの大規模化等の推進

- ・共同販売体制の構築
- ・川中・川下との直接取引推進 等

人材の確保・育成・定着

- ・雇用の改善及び合理化支援
- ・林業就業者への技能研修 等

労働安全の確保

- ・安全衛生指導員等の養成
- ・安全衛生装備・装置の導入 等

新たに造林事業を開始する者等の育成

- ・技術習得・安全衛生研修の実施
- ・資機材の整備 等



特用林産物の担い手の育成

- ・生産技術向上のための研修
- ・資材生産に必要な林業技術研修等



高性能林業機械等の導入（ハード支援）など一定の要件を満たした者へ優先配分

意欲と能力のある林業経営者をはじめとした多様な担い手の育成

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-1629）

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、木材利用の意義の普及促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和4年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

56,706千円

木の効果の見える化や、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

108,454千円

林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

20,839千円

産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業

52,848千円

事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。

5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

28,000千円

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、普及啓発を推進します。

6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

31,242千円

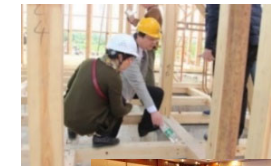
生産性向上等のモデル的取組、おが粉の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、きのこのDNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

<事業イメージ>

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証等を支援



各種イベントの開催やブース出展



おが粉の需給動向の把握

ICT機器設置による生産性向上 輸出先国の情報収集

<事業の流れ>



定額、委託



民間団体等

【お問い合わせ先】

(1～5の事業)
(6の事業)

林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
経営課 (03-3502-8059)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業（拡充）

【令和6年度予算額 31,242千円】

＜対策のポイント＞

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の国内需要の拡大**とともに、**輸出拡大に向けた取り組み**を支援します。

＜事業の内容＞

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上（拡充）

- ① おが粉不足や価格高騰の課題解決に向けた、**おが粉の生産流通実態調査**やしいたけ原木の需給マッチング
- ② 特用林産物の生産効率化等の優良事例、放置竹林等の課題解決に資する新商品の開発・販路開拓の情報提供を支援
- ③ 特用林産物の**生産性向上**等に取り組む**生産者のモデル的取組**を支援

2. 特用林産物の国際競争力強化（拡充）

- ① 輸出産地づくりに向けた**生産者団体間の連携強化**・販売促進活動
- ② **輸出先国におけるニーズの把握**並びに衛生管理、プラスチック包装及び表示に係る**法令の情報収集**
- ③ 税関におけるきのこの**DNA鑑定技術の開発・実証**及び手順書作成、しいたけ以外の品種の侵害実態調査及びDNAデータベースの拡充

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上



原木の伐採・玉切り
チッパーにより原木をチップ化
おが粉製造



おが粉の需給動向の把握
特用林産物を活用した事業の多角化

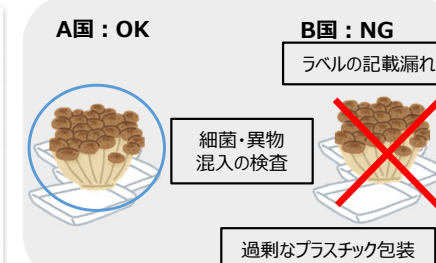


ICT機器を活用した生産性向上

2. 特用林産物の国際競争力強化



輸出拡大に向けた販売促進活動



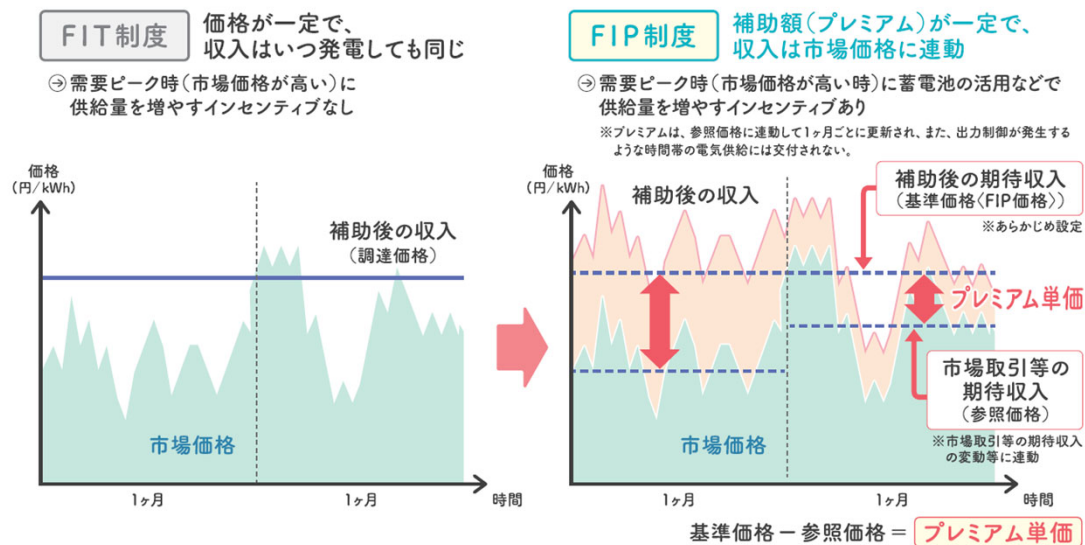
輸出先国の規制等に関する情報収集



DNA鑑定技術の開発・実証

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

制度措置 (FIT・FIP制度)



調達価格・基準価格及び調達期間・交付期間(令和6年度、令和7年度)

バイオマス	未利用木材 (2,000kW未満)	未利用木材 (2,000kW以上)	一般木材 ※10,000kW 以上は入札	建設資材廃棄物
調達価格・ 基準価格 ※1	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh	13円/kWh
調達期間・ 交付期間 ※2	20年間	20年間	20年間	20年間

※1 FIT制度は税を加えた額が調達価格、FIP制度は基準価格

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間

木質バイオマス



(令和6年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、2,000kW以上はFIP制度。
- ・ 上記以外はFIT制度又はFIP制度を選択可能。

(令和7年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、1,000kW以上はFIP制度。
- ・ 上記以外はFIT制度又はFIP制度を選択可能。

区分	該当する主な木質バイオマス (竹由来のものを含む)
間伐材等由来の木質バイオマス	① 間伐材 目的樹種の健全な成長を図るための伐採によるもの(侵入竹を含む) ② ①以外の方法により伐採された木材 以下のア～ウから伐採等される木材が対象 ア 森林経営計画対象森林 イ 保安林・保安施設地区 ウ 国有林野施業実施計画対象森林 ＜木質バイオマス証明ガイドラインに準拠した証明・分別管理が必要＞
一般木質バイオマス	① 製材等残材 ② その他由来の証明が可能な木材 ア 森林からの伐採木材 (上記の「間伐材等由来の木質バイオマス」に該当しない木材、竹、輸入材) イ 伐採届等を必要としない木材等 (果樹剪定枝、ダム流木 等) ＜木質バイオマス証明ガイドラインに準拠した証明・分別管理が必要＞
建設資材廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第2条第2項に規定する建設資材廃棄物 木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の証明のない木材、竹についても、この区分が適用される。